

平成24年度

安全衛生管理事業計画

2012.1.1

相田建設(株)安全衛生委員会

2012年(平成24年)度 安全衛生管理 基本方針

平成23年度は、遺憾ながら1件の労災事故が発生してしまいました。しかも経験豊かなベテランの職方さんが罹災するという事故であります。元請けとしてはいくらその場に居合わせていなくとも責任が発生すると同時に本人が痛い思いをし、発注者を始め関係各位に多大な迷惑や心配をかけてしまいます。そして、たった1件の災害や事故の発生は一般、容易に企業を危機的状況に陥れます。また、絶対にあってはならない「労災かくし」によって、関係各方面に多大な迷惑がかかる事象が発生しました。これなどは犯罪行為であります。原因は事故発生に対する認識の誤りであります。今後、更に更に気を引き締め、改めて「無事故・無災害の達成」に加え、万が一事故が発生してしまった場合での「適正な対処」ができますよう、安全衛生活動に対してのご理解とご協力を切に宜しく願います。

安全衛生管理基本方針は、「年間無災害の達成」を継続し、安全衛生活動の重要性を再認識して、災害^{ゼロ}を達成すべく各種安全衛生活動に取り組み、現場内はもちろん、現場外の通勤途上であっても、「事故→破綻」と心得て下さい。また、万が一事故が発生した場合は遅滞なく関係者への連絡をして下さい。仮にすぐ連絡出来ない事情があった場合や、事故発生から数時間、あるいは数日経ったとしても必ず連絡、報告をして下さい。間違ってもうやむやにしてしまう事のないよう、徹底方お願い致します。

また、人身事故以外の事故も昨年は多く見受けられました。これは、重大災害へ繋がる予兆と捉えて欲しいと思います。人身事故でなければ良いというものではなく、当然発注者側はじめ、関係各位へ迷惑がかかるばかりか、弊社の信用も失墜してしまい、営業活動へも悪影響を及ぼしてしまいます。そのような負のスパイラルの行く先は、やはり「破綻」なわけですので、人身事故でない事故でも、それが何を意味しているのかをよく考えていただき、善処することで人身事故予防となり、かえって信用を増すことにも繋がります。

この点も充分にご理解をお願い致します。

具体的な活動内容としましては例年通り、相田建設災害防止協議会と安全衛生委員会を設置し、安全衛生パトロールによる指導を中心とした活動とします。

「健康・無事故・無災害」は達成可能な、皆の願いです。「大難は小難に、小難は無難に」の精神・意識を持って行動して下さい。

そして、安全衛生活動は、災害防止協議会の皆様や、安全衛生委員会担当者だけの活動ということではなく、自分を含む全体のことであることを良く理解していただきたいと思えます。

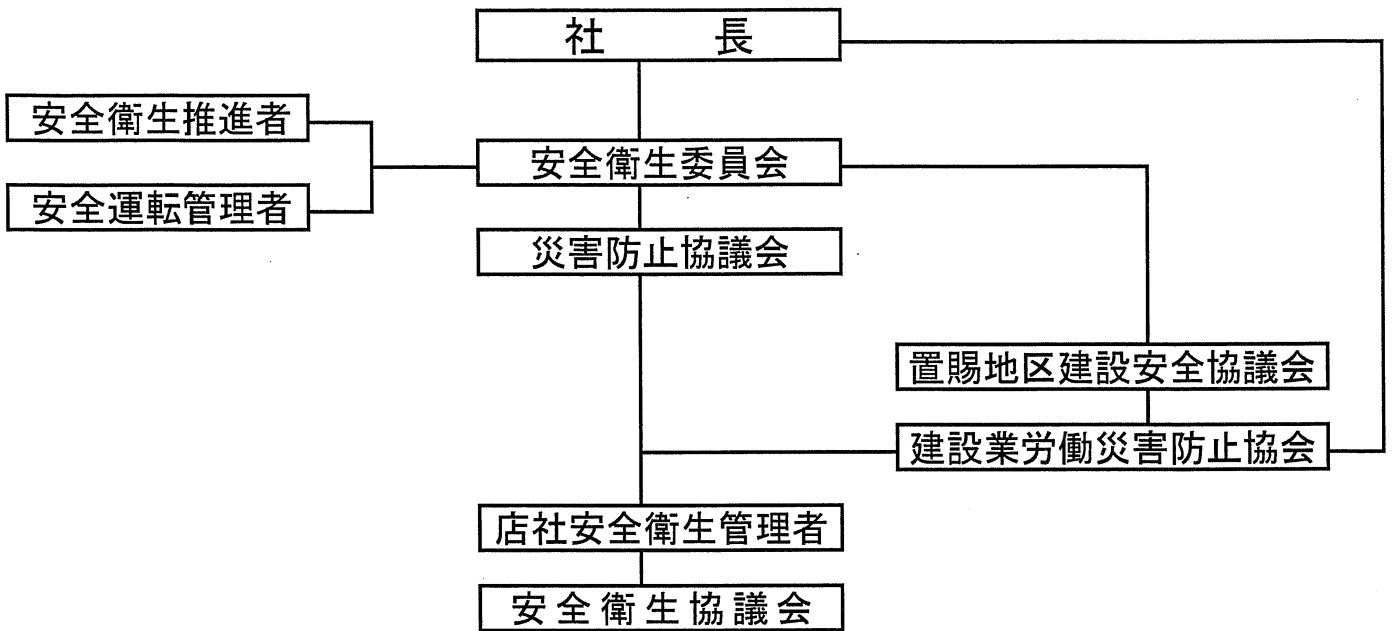
そして、是が非でもあらためて「年間無災害の達成」を実現させるためにもお互いが改めて理解を深め、協力しあい、活動して参りましょう。

平成24年 1月 1日

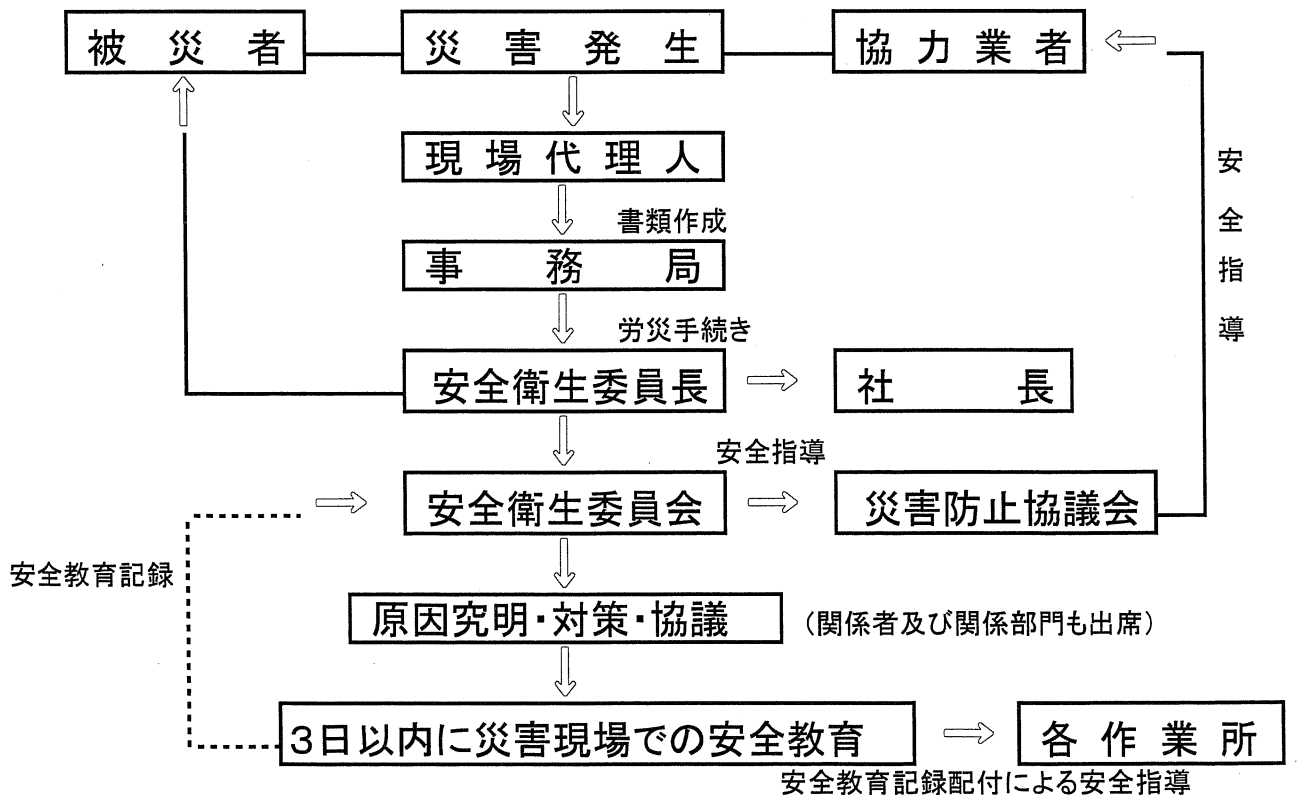
相田建設株式会社

代表取締役 相田 晃 輔

相田建設株式会社安全衛生機構図



緊急連絡体系図



災 害 復 旧 実 施 体 制

1 管理区分・担当区間

管理区分	住宅
担当区間	太田町アパート 1、2、3、4号棟 集会室 米沢市太田町五丁目1-10

2 連絡体制

担当事務所

置賜総合支庁 建築課
TEL 0238-26-6089
FAX 0238-24-7994

担当出張所

TEL
FAX

担当会社

会社名	相田建設株式会社
住所	米沢市桜木町2番48号
統括責任者	相田 晃輔
TEL(昼)	0238-23-6510
TEL(夜)	0238-23-0787
FAX	0238-23-6538
携帯電話	090-2064-2121

3 編成表

統括班長	遠藤 剛
TEL 0238-22-2790	携帯 090-8250-6510
副班長	川部 優
TEL 0238-22-0824	携帯 090-3755-4700

情報連絡班		輸送班		作業班		資材機器調達班	
班長	尾形 則之	班長		班長		班長	
TEL	0238-27-0236	TEL		TEL		TEL	
携帯	080-1848-9470	携帯		携帯		携帯	
		運転員	名	動員数	名	オペレーター数	名

※ 各班は例であり、事業者の事情、特性を踏まえて機能的に編成しても差し支えない。
 ※ この編成表には、河川状況把握員及び内水排水職員は張り付けないこと。

平成24年度安全衛生委員会事業計画

平成24年度 安 全 衛 生 委 員 会

【委員構成】

委員長 川 部 優

委員 今 野 充 遠 藤 剛 土 屋 錠 一 尾 形 則 之

【管理者構成】

安全衛生推進者 川 部 優

安全運転管理者 尾 形 則 之

事務局 尾 形 則 之

【外部団体責任者】

建設業労働災害防止協会 相 田 晃 輔

置賜地区建設安全協議会 川 部 優

平成24年度安全衛生スローガン

「声かけて 目指すは
みんなで ゼロ災害」

平成24年度安全衛生管理重点実施要項

基本方針に基づき、安全衛生管理重点実施事項を次の通り定め、安全衛生管理活動を促進する。

1. 基本方針

年間無災害の達成

2. 目 標

- 1) 自過失災害の撲滅
- 2) 墜落・転落・転倒災害の撲滅
- 3) 重機械・電動工具災害の撲滅

3. 重点実施事項

- 1) 安全衛生管理の体制
- 2) 危険防止の措置
- 3) 健康障害の防止
- 4) 教育の促進

2012年度安全衛生委員会重点実施事項

H24. 1. 1

	重点対策事項	具体的実施計画
安全衛生管理の体制	店社の安全衛生管理体制の整備	①安全衛生推進者の選任と職務権限の明確化 ②安全衛生委員の委嘱と役割分担 ③安全衛生委員会を毎月1回安全衛生パトロール実施後開催 ④安全衛生管理規定の見直し、整備
	安全衛生パトロール体制の確立	①別紙、安全衛生パトロール計画表の通り
	安全衛生意識の高揚	①安全旗、社旗、ポスター、垂れ幕、胸章の掲示 ②安全衛生強調運動、安全衛生大会の開催、安全衛生表彰の実施 ③現場にての朝礼、安全ミーティング等の毎日の実施 ④現場にての安全衛生協議会の発足、必ず月1回以上の開催 記録及び保管・管理、欠席者への事後報告の徹底
	関係書類の運用	①現場にて作業所長の毎日の点検・記録及び危険箇所の改善の徹底 ②関係書類の整備(ア～ク)及び提出の徹底(ケ～ソ) ア)安全衛生関係書類 イ)安全ミーティング表(リスクアセスメント) ウ)作業安全点検表・指示書 エ)作業日報 オ)各作業手順書 カ)新規入場者教育書類 キ)事前審査書類 ク)火気使用時点検表 ケ)特定元方事業者等の事業開始報告書(常時50人以上) コ)建設工事計画届 サ)保険関係等 シ)共同企業体代表者届 ス)道路使用届 セ)道路占用届 ソ)適用事業報告書(労使関係時)
危険防止の措置	工法の検討、作業標準の作成・整備	①工事着手前の調査の実施、工事種別、工事別の安全工法の検討 ②高所、組立、堀削、運搬等の標準的作業標準の作成 ③仮設設備の設置基準、仮設機材の使用基準 ④安全標識・積載荷重等の表示
	重機・機械設備等の点検整備・適正使用	①点検計画、点検表の作成、実施後の措置、記録の保存等点検体制の確立 ②有資格者の確認、取扱責任者の選任 ③免許証携帯の確認 ④法定自主検査の実施 ア)月例点検の実施 イ)年次自主検査の実施(特定自主検査を含む) ○対象機械設備等 ア)車両系建設機械 イ)車両系荷役運搬機械 ウ)クレーン エ)移動式クレーン オ)エレベータ カ)簡易リフト キ)高所作業車 ク)溶接装置等 ⑤その他の各種機械、設備等の日常点検 ア)一定期間毎の点検 イ)始業前・作業開始前の点検 ○対象機械設備等 (上記④のア～ク)
	電動工具等の点検整備・適正使用	①電動工具等の持ち込み時点検及び協力業者の自主的整備 ②アースの使用、絶縁工具等の使用 ③電動工具等の適正使用の指導、危険性の再確認 ④丸のこ等の適正使用、有資格者による刃の交換 ⑤振動工具等の適正使用、保護具の使用
	作業環境の改善	①作業場の整理整頓、安全通路の確保、開口部の防護柵等の設置、 作業床の設置 ②照明、騒音、粉じん、振動作業の改善

危険防止の措置

重点対策事項	具体的実施計画
飛来・落下物災害の防止	<ul style="list-style-type: none"> ①養生ネットの有効活用、朝顔の設置、不要材料の整理、物品固定、立入禁止措置、保護具の使用 ②足場上、作業通路に物を置かない、整理整頓 ③足場に巾木を設置
墜落・転落災害の防止	<ul style="list-style-type: none"> ①作業床・手すり・つま先板の設置、開口部の完全養生、安全通路の確保 ②安全帯の完全使用と親綱の設置、安全ネットの有効使用、脚立、移動足場の適正使用・三点支持での使用徹底
転倒災害防止	<ul style="list-style-type: none"> ①現場内の整理整頓、通路の確保、突出物等の除去、照明の改善
崩壊・倒壊災害の防止	<ul style="list-style-type: none"> ①型わく・足場組立作業主任者の設置、組立図による型わく・足場・土止め等の組立 ②壁つなぎの正しい取付け、土止め支保工の完全設置、法面の養生、安全勾配の確保
車両系建設機械の災害防止	<ul style="list-style-type: none"> ①地形・地質等の事前調査と作業計画の作成 ②路肩の崩壊、地盤沈下等による転落防止、立入禁止・誘導者配置等、接触防止・主たる用途以外の使用禁止、安全支柱、安全ブロック使用徹底等 ③有資格者の確認、再教育の確認
クレーン等の災害防止	<ul style="list-style-type: none"> ①有資格者の確認、無資格者の玉掛け禁止、運転士への安全教育 ②合図の明確化、吊り荷の下への立入禁止 ③一点吊りの禁止 ④工具、車両の始業前・作業前点検 ⑤玉掛け用具の点検、過巻き防止措置・フックの外れ止め装置の点検 ワイヤーの点検
感電災害防止	<ul style="list-style-type: none"> ①受電施設への立入禁止、停電作業中の通電禁止の表示措置 ②分電盤の整備、取扱責任者の選任、機器の接地取付け、移動仮設配線の適正維持 ③漏電遮断機の取付けと動作確認、電気抵抗溶接機自動電源防止装置の取付け、溶接ホルダーの絶縁点検
交通災害の防止	<ul style="list-style-type: none"> ①安全運転管理者の選任 ②運転者への安全教育の実施、無資格者の運転禁止 ③通勤車両・ダンプ・トラック等大型貨物自動車の運搬計画、運行通路等の検討 ④通勤車両の整備・点検、立哨指導 ⑤交通安全運転実施期間中の周知、交通死亡発生事故報告書の周知 100日ラリーへの参加 ⑥飲酒運転撲滅の呼び掛け
一般公害の防止	<ul style="list-style-type: none"> ①振動・騒音等に対する低減・防止措置、有害物の流出禁止 ②汚水・濁水防止措置、薬液注入作業時の安全措置
火災の防止	<ul style="list-style-type: none"> ①消火設備の備付、消火訓練、防火管理者の選任、防火教育の実施 ②灰皿の直置き使用の禁止、吸い殻をスタンド式灰皿へ移す徹底

	重点対策事項	具体的実施計画
健康障害の防止	作業環境管理の徹底	①化学物質の有害性の調査(MSDSの周知) ②坑内・地下・屋内作業場における有害物の排除 ③作業環境側定の実施
	作業管理の徹底	①保護具の着用 ②保護具の着用方法と周知 ③作業標準の作成、整備
	健康管理の徹底	①各種健康診断の実施(4月7日予定)と事後措置の徹底 ②中高年齢者向けの健康対策・メタボリック対策 ③体力づくり運動の実施、毎月第1週目の朝礼時ラジオ体操の実施 ④健康状態に応じた作業者の適正配置 ⑤会社内、別棟内終日全面禁煙、(喫煙所のみ喫煙可) ⑥社内外清掃、身の回りの整理整頓、蛍光灯清掃の実施
教育の促進	就業制限業務等の有資格者の充足	①免許、技能講習等を要する業務に対する有資格者の充足 ②社員証の定着
	安全衛生教育の実施	①雇入時、新規入場者教育、配置替え時の教育、特別教育・職長等の教育・能力向上教育実施 ②ゼロ災害活動の推進、危険予防活動等の促進、リスクアセスメントの実施 ③年2回程度、安全衛生教育等勉強会の実施 ④上記③勉強会の内容を基に、各協力業者での勉強会を開催し作業員全員への周知徹底(報告書・実施写真の提出) ⑤上記④勉強会への派遣指導
	不安全行動防止の教育	①「危険軽視、慣れ」「近道行動、省略行動」の防止、「無知、未熟練、経験不足者」への指導 ②協力業者に毎日の送り出し教育の指導、送り出し教育チェックリストの活用

安全衛生パトロール要項

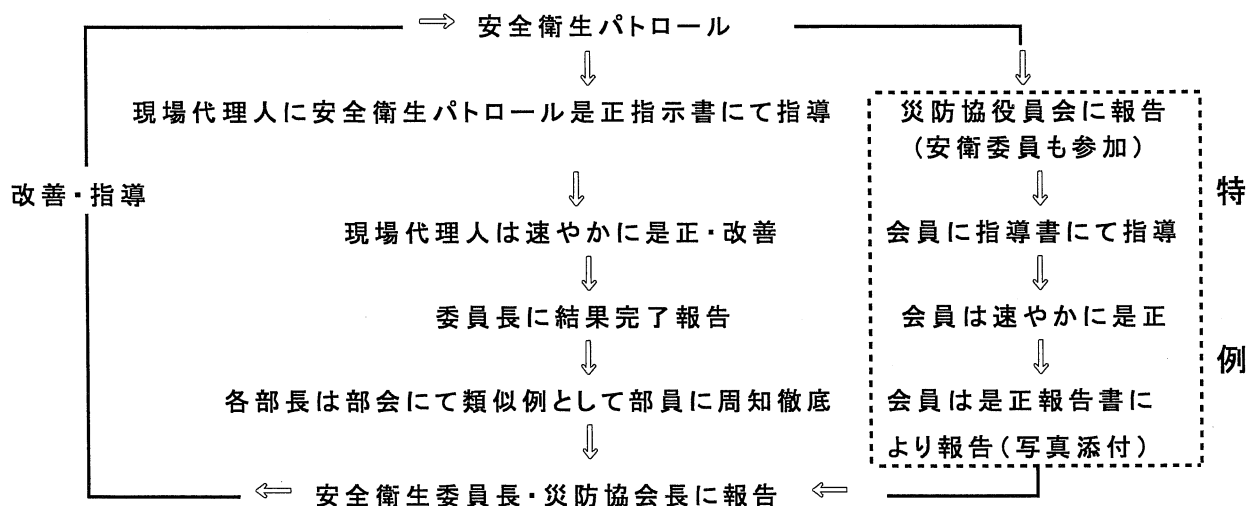
パトロール関係書類

- ・安全衛生パトロール点検表
- ・是正指示書(写真添付)
- ・報告書(写真添付)

安全パトロール巡回者

- ・安全委員 川部 優・遠藤 剛
- ・災害防止協議会役員 別紙計画表の通り
- ・指導者 那須先生・相田晃輔
- 毎月5名 1班編成

フローチャート



1. 安全衛生パトロールのチーフ(川部委員長)は、安全衛生パトロール是正指示書を作成し、現場代理人に指導する。
2. 安全衛生パトロールのチーフ(川部委員長)は、安全衛生委員会及び災害防止協議会役員会にて、安全衛生パトロールの結果を報告する。
3. 現場代理人は安全衛生パトロールの指導事項を是正し、是正後は委員長に報告する。
4. 委員長は現場代理人より是正完了の報告を受けたら、内容を各部員に周知徹底する。周知徹底完了後は事務局に報告する。
5. 特例の場合、上記の事項の現場代理にを災害防止協議会員におきかえる。
6. 事務局は、上記の事項が完了した際は、安全衛生委員長若しくは災害防止協議会長に報告すること。

平成24年度 安全パトロール実施要項

1. 安全衛生パトロールは、安全衛生パトロール計画表に基づき毎月1回実施する。
2. 実施日は、基本的に毎月17日に行う。但し、状況により変更する時もある。
3. 巡回現場は、基本的に毎月全現場とする。但し、状況により変更する時もある。
4. 安全衛生パトロール当日は、午後12時50分まで相田建設大会議室に集合し、午後1時～午後3時30分まで安全衛生パトロールを行う。尚、遠方現場巡回時には、時間を変更することがある。
5. 安全衛生パトロール終了後チーフ(川部委員長)は、安全委員会にて、パトロールの結果を報告する。また、工務部長は工務部会にて周知させる。

平成24年度 **安全衛生パトロール計画表**

相田建設(株) 安全衛生委員会・災害防止協議会

月 日	安全衛生委員	災害防止協議会	同行指導者
1 / 17	川 部 優 遠 藤 剛	(株) 広 工 務 店	那 須 先 生 相 田 社 長
2 / 17	川 部 優 遠 藤 剛	我妻建材工業(株)	那 須 先 生 相 田 社 長
3 / 17	川 部 優 遠 藤 剛	(株) アイタ工業	那 須 先 生 相 田 社 長
4 / 17	川 部 優 遠 藤 剛	(株) 振 興 電 気	那 須 先 生 相 田 社 長
5 / 17	川 部 優 遠 藤 剛	(株) スズデン	那 須 先 生 相 田 社 長
6 / 16	全 員	全 員	那 須 先 生 相 田 社 長
7 / 18	川 部 優 遠 藤 剛	(有) 滝 ペ ン 塗 装	那 須 先 生 相 田 社 長
8 / 21	川 部 優 遠 藤 剛	(株) 山岸板金工業所	那 須 先 生 相 田 社 長
9 / 19	川 部 優 遠 藤 剛	(株) サトウ企業	那 須 先 生 相 田 社 長
10 / 17	川 部 優 遠 藤 剛	(株) 高橋硝子店	那 須 先 生 相 田 社 長
11 / 17	川 部 優 遠 藤 剛	(有) 川 西 道 路	那 須 先 生 相 田 社 長
12 / 15	全 員	全 員	那 須 先 生 相 田 社 長